

営業許可申請事項及び届出事項について

背景

○「日本再興戦略2016」(平成28年6月2日閣議決定)では、事業者の生産性向上を徹底的に後押しするため、事業者目線で規制改革、**行政手続きの簡素化**(「**行政手続の電子化の徹底**」、「**同じ情報は一度だけの原則**」、「**書式・様式の統一化**」)、**IT化**を一体的に進める新たな規制・制度改革手法を導入することとしている。

○上記のうち、特に**営業の許認可など事業者負担の重い分野**については、**2020年までに行政手続コスト(事業者の作業時間)の20%以上の削減**を目指すこととしている。

【参考】オープンデータ基本指針(平成29年5月30日 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定):平成28年12月14日に公布・施行された「官民データ活用推進基本法」において、国、地方公共団体、事業者が保有する官民データの容易な利用等について規定された。本文書は、これまでの取組を踏まえ、オープンデータ・バイ・デザイン(注)の考えに基づき、**国、地方公共団体、事業者が公共データの公開及び活用に取り組む**上での基本方針をまとめたもの。

営業許可申請、届出に要求する項目

- 法令により要求する項目
 - ・食品衛生に関する監視、指導(立入検査、問い合わせ)に必要な項目(施設の名称、所在地、電話番号、電子メールアドレス等)
 - ・HACCPの取組内容(更新時にHACCPの取組を記載する。ただし、そうざい製造業については、統合型、従来型を区別するため、新規申請時においてもHACCPの取組を記載する。)
 - ・食品安全管理担当者(食品衛生管理者、責任者)
 - ・主として取り扱う食品等(食品等の分類は、日本標準商品分類を参照。)
 - ・書類管理上必要な項目(申請年月日等) としてはどうか。

営業許可申請、届出に変更が生じた場合

- 申請等の項目うち、申請者、営業所の住所、許可の種類(追加含む)(新たに施設基準の確認が生じる場合)に変更が生じた場合は、新規の許可申請とし、それ以外の内容は届出としてはどうか。

営業許可申請項目の見直し(案)

【現状】

項目(新規申請の場合)	
省令に規定している項目	申請者の住所、氏名及び生年月日(法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)
	営業所所在地
	営業所の名称、屋号又は商号
	営業の種類
	営業設備の概要
	法第五十二条第二項各号のいずれかに該当することの有無及び該当するときは、その内容
	営業設備の構造を記載した図面
各自自治体が申請時に要求している主な項目の抜粋	電子メールアドレス
	申請者及び営業所の電話・FAX
	申請(届出)者氏名のふりがな
	許可申請の区分(新規・継続)
	フグの有毒部位の処理がある場合、フグ処理施設届番号及び届出年月日(申請)
	営業を行う主な地域及び行事名等(臨時営業)
	営業車 登録番号 車検証
	営業所付近の見取図
	型式・機番(自動販売機)
	使用水の種類
	食品衛生管理者又は食品衛生責任者の資格又は受講した講習会
	生食肉取扱いの有無
	定休日、営業時間
	提供する食品
	製造工程図
	建築確認通知書
	定款(法人の場合)
検便の結果	
賃貸契約書	
滅菌装置の有無(使用水が水道水以外の場合)	

【変更案】

変更箇所: 赤字アンダーライン

大項目	小項目	備考	届出
<u>年 月 日</u>	<u>申請日</u>	書類管理上必要な項目	○
申請者(法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)	氏名(<u>ふりがな</u>)、住所、生年月日、 <u>電話番号</u> 、 <u>ファクシミリ番号</u> 、 <u>電子メールアドレス</u>	申請者を特定する項目	○
営業所	名称、屋号又は商号、 <u>車両番号(移動営業の場合)</u> 、住所、 <u>電話番号</u> 、 <u>FAX番号</u> 、 <u>電子メールアドレス</u>	営業所を特定する項目	○
営業	<u>業種(製造、加工、調理、販売)</u>	具体的に取得を希望する許可・届出業種を記載する。(○○製造業、飲食店営業、○○販売業など)	—
	許可の種類	更新時に保有している許可の種類を記載する。	—
<u>主として取り扱う食品等</u>	<u>食品等の名称</u>	営業許可の種類の判断に必要な項目。日本標準商品分類を参照し、製造商品等を記載。届出業種を判断するため、食肉販売業、魚介類販売業は、包装した商品のみを取扱うか否か、自動販売機は、設置場所(屋内、屋外)を記載。	○
<u>食品衛生管理者</u>	<u>氏名、資格、受講した講習会</u>	食品の安全管理上必要な項目(指定された食品を製造、加工する場合に限る)。食品衛生申請等システム(2019年度構築予定)で確認可能とする予定。	—
<u>食品衛生責任者</u>	<u>氏名、資格、受講した講習会</u>	食品の安全管理上必要な項目(食品衛生管理者が設置される場合を除く)。食品衛生申請等システム(2019年度構築予定)で確認可能とする予定。	○
営業設備の構造を記載した図面		—	—
営業設備の概要	<u>個別基準のうち、備えている設備を記載</u>	必要な設備を確認する項目	—
法第五十二条第二項各号のいずれかに該当することの有無及び該当するときは、その内容		—	—
<u>HACCPの取組</u>	<u>HACCPに基づく衛生管理</u>	更新時にHACCPの取組を記載する。ただし、そうざい製造業については、統合型、従来型を区別するため、新規申請時においてもHACCPの取組を記載する。	—
	<u>HACCPの考え方を取り入れた衛生管理</u>	更新時にHACCPの取組を記載する。ただし、そうざい製造業については、統合型、従来型を区別するため、新規申請時においてもHACCPの取組を記載する。	—

(参考) 食品衛生法令における営業許可申請等に関する手続き

	項目	新規申請	更新申請	申請内容の変更届出	地位の承継の届出(相続)	地位の承継の届出(合併)	地位の承継の届出(分割)
①	申請者の住所、氏名及び生年月日(法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)	○	○	○			
②	営業所所在地	○	○		○	○	○
③	営業所の名称、屋号又は商号	○		○			
④	営業の種類	○	○		○	○	○
⑤	営業設備の概要	○		○			
⑥	法第五十二条第二項各号のいずれかに該当することの有無及び該当するときは、その内容	○	○				
⑦	営業設備の構造を記載した図面	○					
⑧	届出者の住所、氏名及び生年月日並びに被相続人との続柄			○	○		
⑨	被相続人の氏名及び住所				○		
⑩	相続開始の年月日				○		
⑪	現に受けている営業許可の番号及びその年月日				○	○	○
⑫	戸籍謄本				○		
⑬	相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により許可営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書				○		
⑭	届出者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名			○		○	○
⑮	合併により消滅した法人の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名					○	
⑯	合併の年月日					○	
⑰	前項の届出書には、合併後存続する法人又は合併により設立された法人の登記事項証明書を添付しなければならない。					○	
⑱	分割前の法人の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名						○
⑲	分割の年月日						○
⑳	前項の届出書には、分割により営業を承継した法人の登記事項証明書を添付しなければならない。						○